

平成 28 年 3 月 10 日

消費者庁次官 川口 康裕 様
加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会
座長 森光 康次郎 様
農林水産省消費・安全局長 小風 茂 様

一般社団法人 北海道消費者協会
会 長 橋 本 智 子
(公 印 省 略)

遺伝子組換え表示に関する要請

多くの消費者は遺伝子組換え作物に不安を感じており、原材料に遺伝子組換え作物が使われているかどうかは消費者が商品を選択する際の重要な目安の1つです。しかしながら、現在の遺伝子組換え表示では、遺伝子組換え作物が主な原材料（原材料の上位3位以内で、かつ、全重量の5%以上を占める）でない場合、表示義務はなく、また意図しない混入割合も欧州連合(EU)の0.9%未満に比し、緩和な許容率(5%以下)としている。このため、消費者は商品を選択するために十分な情報が得られていません。つきましては、次のことを強く求めます。

記

1. 遺伝子組換え作物を使用した加工食品すべてを表示対象とすること。
2. 意図しない混入割合の許容は、少なくとも現行の5%以下から、EU並の0.9%未満に引き下げを図ること。